

避難行動要支援者について

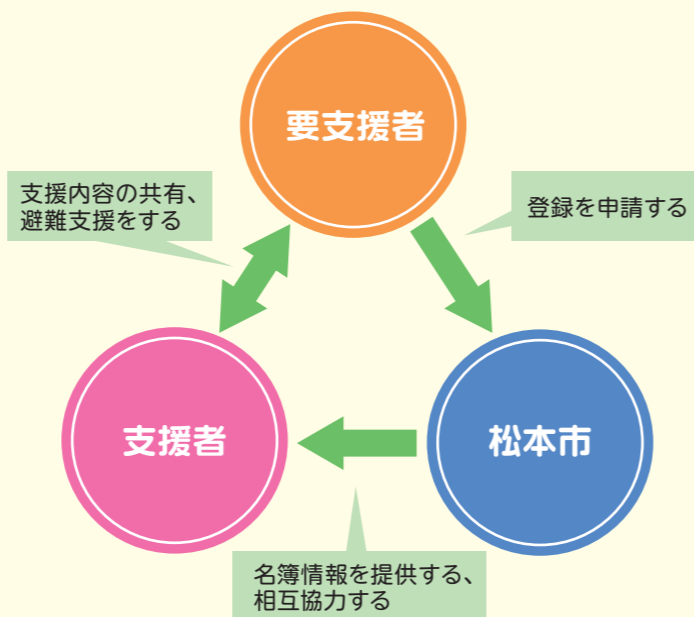
～災害弱者を生まないために～



▶ 避難行動要支援者とは、災害時、特に支援が必要となる方です。

- 近隣で日ごろから見守り、病状・障がい・避難方法を共有しておきましょう。
- 災害時には隣近所で速やかに救護し、避難に当たっても支援しましょう。
- 開明小学校にも避難可能ですが、原則は松南地区公民館に避難します。(介助者の付き添いが必要な場合があります。)

- 高齢者**
 - ・寝たきり高齢者
 - ・ひとり暮らし、高齢者のみの世帯
- 障がい者**
 - ・身体、知的、精神障がい者、難病等のある方
- 要介護者**
 - ・要介護3以上の方
- その他**
 - ・妊婦、乳幼児、外国人など



▶ 避難行動要支援者名簿について
登録によって、民生委員や町会などに要支援者の情報が提供され、災害時に円滑な避難支援を行う助けになります。

風水害の時の避難所はどうなっているの？

- 市の災害対策本部の指示で開設されます。松南地区公民館が優先して開設されます。
- 避難所運営は市職員が担当しますが、避難者にご協力をお願いすることがあります。
- 自給自足が原則です。食料などの物資は持参してください。

施設	開明小学校	南部体育館	松南地区公民館
1000年に一度の大雨	○ 開設する	× 開設できない	○ 開設する
100年に一度の大雨	○ 開設する	× 開設できない	○ 開設する
それ以外	△ 状況に応じて開設する	△ 状況に応じて開設する	○ 開設する

ファミリー版

松南地区町会連合会 令和4年3月

松南地区防災パンフレット

「もしもの時、あなたはどうしますか？」

松南地区の防災ガイドラインをまとめました。
隣組や町会など「ご近所の底力」を頼りに、忘れずにやってくる災害に備えましょう。

「一人はみんなのため、みんなは一人のために」



時間経過
(目安)

地震の発生

個人の行動

安全確保

身の安全の確保
出口の確保

自宅などの出火防止
初期消火

安否確認

家族、近所の安否確認

一時避難所で安否確認

地域の動き

市の災害対策本部、町会(自主防災会)の本部が開設

医療救護所(信明中学校)の開設

一時避難所の開設(町会)

・安否確認
・被災、避難情報の収集
・救出、救護用具の提供 など

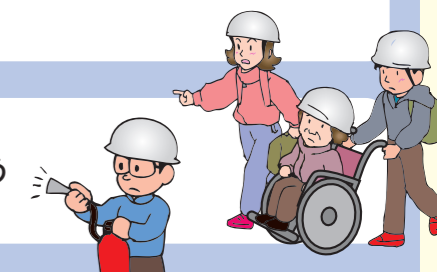
発生から数分

発生から数時間

みんなで協力して、消火・救出・救護活動を行う

避難生活場所の選択
「どこで避難生活を送るの？」

指定避難所の開設準備



災害用 局番なしの
伝言ダイヤル 171

災害時、電話が繋がりにくいとき、安否確認の伝言を録音できるサービスです。
*インターネットWeb171もあります。

松本安心ネット
緊急情報などがメールで届く!!

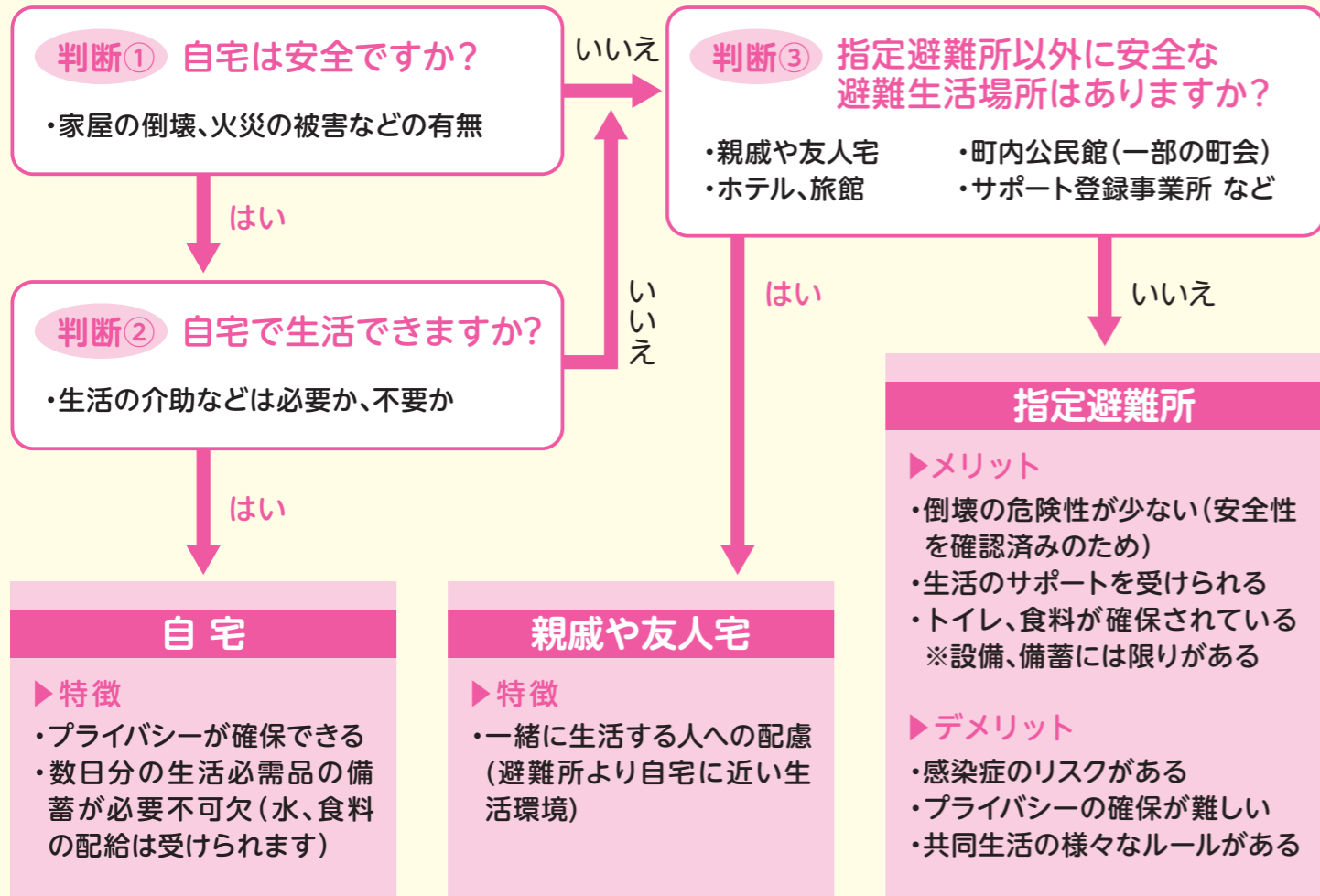


QRコードを登録しておく、災害状況のメールが届き、確認できます。

次のページへ

どこで避難生活を送るの？

もしものことを考えて、日ごろから検討しておきましょう。



▶ 松南地区の指定避難所はどこなの？

- 町会ごとに、入所する避難所を分けています。

指定避難場所	開明小学校	南部体育館	松南地区公民館
入所対象 *隣接地区の町会も入所します	宮田東、宮田中 宮田西、高宮町* 木工町*	南松本1丁目 南松本2丁目 双葉町、双葉南、双葉西 芳野町、出川町* 芳川平田*の一部	松南地区9町会の 要支援者
運営委員会の会長	町会長が担う (任期1年、輪番制)	町会長が担う(任期1年、輪番制)	
活動班の分担	各町会から各班の 班員を選出(任期1年)	町会で1つの班を担当(任期2年、輪番制)	

避難所はどうやって運営するの？

- 避難所の運営の中心になる運営委員会は、町会の皆さんで構成されています。
- 下のような8つの活動班に分かれ、市の災害対策本部と連携しながら運営します。
- 開設から受け入れまでは運営委員が中心となりますが、その後は入所した皆さんも運営を担います。
- 指定避難所は、不便が避けられません。良好な生活環境を確保するため、みんなで協力しましょう。

